

# KAMOGAWA ビーチマルシェ 協賛規約

(かもマル実行委員会 2025年2月27日制定)

## 第1条(目的)

- 本規約は、「KAMOGAWA ビーチマルシェ」(以下、「本イベント」という)に協賛する企業・団体・個人(以下、「協賛者」という)と、本イベント主催者であるかもマル実行委員会(以下、「主催者」という)との間の協賛に関する条件を定め、協賛者と主催者の間の関係を明確にするものです。
- 本イベントは、地域の魅力を発信し、交流を促進することを目的とし、地元の方々や観光客が楽しめる場を提供します。また、本イベントでは、出店ブースやステージイベントなど、多彩なコンテンツを通じて地域の魅力を発信します。協賛者はこの目的に賛同し、地域活性化や文化交流の促進に貢献することが期待されます。

## 第2条(協賛の種類と金額)

協賛の形態は以下の4種類とし、いずれも主催者の承認をもって確定します。

### 1 企業・団体協賛(金銭協賛): 協賛金の提供

企業・団体協賛(金銭協賛)のプラン

- ① プレミアムスポンサー (20,000円以上)
- ② ゴールドスポンサー (10,000円)
- ③ シルバースポンサー (5,000円)
- ④ ブロンズスポンサー (3,000円)

2 物品協賛: 本イベントの運営に必要な物品の提供(例:音響機器、テント、スタッフ用備品)。  
提供物品の内容および数量については、主催者の承認をもって確定します。

3 サービス協賛: 専門的なサービスの提供(例:動画撮影、会場設営支援)

4 個人協賛(3,000円以上): 一般個人からの支援

協賛金は、ステージトラック費用、会場設営費、広報活動費、地域文化の発展、子ども向けワークショップ、地域の活性化活動、来場者向けの駐車場案内などに充てられます。

### 第3条(協賛者の承認基準)

- 企業・団体協賛の協賛者は、イベントの目的に適合することを条件とします。
- 物品・サービス協賛の協賛者は、運営スタッフや実行委員会と協力し、イベントを円滑に進めることが期待されます。
- 協賛申込後、主催者が審査を行い、協賛を承認しない場合があります。その場合、理由の開示義務は負いません。

### 第4条(協賛者の特典)

#### 1. 企業・団体協賛の特典

##### ① プレミアムスポンサー (20,000円以上)

(ア) かもマル公式ウェブサイトでの企業ロゴもしくは企業名の大掲載、リンクを添付

(イ) かもマル公式 Instagram での紹介

(ウ) ステージトラック脇に企業ロゴもしくは企業名(個人の場合は個人名)の掲示

(エ) ステージイベント時、場内アナウンス時に企業名の紹介および簡単な PR の機会

(PR 時間・方法については、事前に主催者と協議の上、決定します)

##### ② ゴールドスポンサー (10,000円)

(ア) かもマル公式ウェブサイトでの企業ロゴもしくは企業名の大掲載、リンクを添付

(イ) かもマル公式 Instagram での紹介

(ウ) ステージトラック脇に企業ロゴもしくは企業名(個人の場合は個人名)の掲示

##### ③ シルバースポンサー (5,000円)

(ア) かもマル公式ウェブサイトでの企業ロゴもしくは企業名の掲載、リンクを添付

(イ) かもマル公式 Instagram での紹介

##### ④ ブロンズスポンサー (3,000円)

(ア) かもマル公式ウェブサイトでの企業名(ロゴなし、リンクなし、テキストのみ)の掲載

#### 2. 物品協賛の特典

(ア) かもマル公式ウェブサイトでの企業ロゴもしくは企業名(個人の場合は個人名)の掲載

(イ) かもマル公式 Instagram での紹介

(ウ) イベントの景品を提供した場合は、該当するイベント時に企業名を紹介

### 3. サービス協賛の特典

(ア) かもマル公式ウェブサイトでの企業ロゴもしくは企業名(個人の場合は個人名)の掲載

(イ) かもマル公式 Instagram での紹介

### 4. 個人協賛(3,000 円~)の特典

(ア) かもマル公式ウェブサイトでの個人名の掲載 (匿名希望の場合を除く)

(イ) かもマル公式 Instagram での感謝の投稿 (匿名希望の場合を除く)

## 第 5 条(協賛申込の流れ)

- 協賛申込は、主催者が指定する Google フォームにて所定の事項を入力し、送信することで行います。
- 主催者が申込内容を確認し、受諾の連絡を送信した時点で協賛契約が成立します。
- 支払いは現金手渡しのみとし、受領時に主催者が領収書を発行します。
- 協賛金の受け渡しは、主催者が指定する場所および時間において、協賛者本人または正式な代理人によって行うものとします。
- 期限までに納入が確認できない場合、協賛申込は無効となる場合があります。
- 協賛金の入金確認後、特典を提供します。

## 第 6 条(キャンセルポリシー)

- 協賛者都合による協賛キャンセルは不可とし、協賛金の返金はいりません。
- 天候不良、自然災害、感染症流行、政府の規制、その他の不可抗力により主催者がイベントの中止を決定した場合、協賛金の返金はいりません。協賛特典は次回開催時に繰り越すことを基本とし、繰り越しが困難な場合は、主催者と協賛者で代替措置を協議するものとします。
- 主催者の判断によりイベントが延期された場合は、協賛者と協議の上、協賛特典を延期後のイベントで提供するものとします。

## 第 7 条(禁止事項)

- 以下に該当する企業・団体・個人の協賛をお断りします。
  - 反社会的勢力に関与する企業・団体・個人
  - 公序良俗に反する活動を行う企業・団体・個人

- 。 イベントの趣旨にそぐわない広告・プロモーションの実施、および主催者の事前承認を得ていない販促活動
- 。 現金の受け渡しに関してトラブルが発生した場合、主催者は一切の責任を負いません。

#### 第 8 条(知的財産権およびブランド保護)

- 。 協賛者は、本イベントのロゴ、名称を使用する場合、事前に主催者の承認を得るものとします。
- 。 主催者の許可なく、本イベントの名称やロゴを商業目的で使用することは禁止します。
- 。 協賛者は、提供するコンテンツや広告が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証するものとします。

#### 第 9 条(規約違反時の措置)

- 。 協賛者が本規約に違反した場合、主催者は協賛を取り消し、公式ウェブサイトや公式 SNS での掲載を削除する権利を有します。また、必要に応じてその他の措置を講じることができます。
- 。 協賛の取り消しにより生じた損害について、主催者は一切の責任を負いません。

#### 第 10 条(規約の適用・改定)

- 。 協賛者は、申し込み時に「規約に同意し、協賛を申し込みます。」の項目にチェックを入れることで、本規約に同意したものとみなします。
- 。 本規約は、必要に応じて主催者が改定し、改定後は公式ウェブサイトで告知のうえ適用されます。
- 。 本規約の改定後、協賛者が継続して協賛する場合は、改定後の規約に同意したものとみなします。

---

主催者:かもマル実行委員会